

所管部課名	環境課			担当者	田平 浩市			
事業費名称	資源ごみ分別推進事業							
根拠法令	薩摩川内市ごみ減量再資源化補助金交付要綱							
補助経過年数	21年以上							
令和3年度 予算額	14,990 千円	国県支出金 千円	一般財源 14,990 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	ごみ処理基本計画に定めるリサイクル率			15.60%	令和8年度			
成果指標②	資源ごみ取集量			—	令和8年度			
補助対象者	自治会等							
補助対象経費	①リサイクル推進員の設置 ②プレハブ型資源ごみ収集施設の新設・移転・補修に要した経費 ③上記以外の資源ごみ収集施設及び一般廃棄物収集施設の新設・補修に要した経費							
補助対象事業・活動の内容	①資源ごみ分別の指導・監督及びごみの適正な排出の指導 ②プレハブ型資源ごみ収集施設の新設・移転・補修 ③可燃・不燃ごみ収集施設の新設・補修							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は 補助率	①リサイクル推進員1名につき月額1,250円×月数（年額15,000円） ②新設 プレハブ型資源ごみ 対象経費相当額 2坪型・・・15万円、1.5坪型・・・13万円、1坪型・・・10万円を上限 1坪未満のプレハブ型及び可燃・不燃収集施設 対象経費相当額、5万円を上限 ③移設 プレハブ型資源ごみのみ 対象経費の50%、3万円を上限 ④補修 対象経費の50% 3万円を上限							
上記項目の 積算方法								
補助を受ける 事業（団体）等 の 決算状況	項目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）
	収入	自己資金	4,404,783	22.5%	4,355,025	23.2%	4,954,742	25.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	4,404,783	22.5%	4,355,025	23.2%	4,954,742	25.0%
		市補助金	15,205,000	77.5%	14,451,200	76.8%	14,837,900	75.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	19,609,783	100.0%	18,806,225	100.0%	19,792,642	100.0%
	支出	事業費	15,205,000	100.0%	14,451,200	100.0%	1,487,900	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	15,205,000	100.0%	14,451,200	100.0%	1,487,900	100.0%
		支出計/前年度支出計				95.0%		10.3%
		自己資金/前年度自己資金				98.9%		113.8%
		翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%
	交付件数		747		751		756	
	成果指標の推移①		9.7%		9.3%		—	
	成果指標の推移②		1,947.30 t		1,877.52 t		1,874.03 t	
特記すべき事項等	【前回評価】 現状のまま継続 ➡ 成果指標について、資源ごみ収集施設からの資源ごみ取集量も指標として設定されたい。 【前回評価への回答】 上記指標を追加し、要綱の一部改正を行った。 【事業のPR方法】 広報紙等での周知を図り、自治会運営説明会においても説明を行っている。 【費用対効果】 継続的な事業実施により、徐々に効果が表れている。 【補助事業以外の事業】 特になし 【その他】 特になし							

＜補助金の視点別評価＞		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	自治会単位で活動していただくことにより、地域において多くの市民の参加でリサイクルの推進や環境美化活動が取り組まれている。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	自治会は、積極的に地域のリサイクルの推進や環境美化活動に取り組まれているが、自治会の会費だけでは実施できないので、行政の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	市民の生活環境の保全と地域の環境美化という市民ニーズに合致した目標であり、リサイクル回収やごみの分別指導、不法投棄の対応などボランティアにより多くの市民が活動されている点で効果がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	行政が強い指導を行えば不法投棄を増大させる可能性があり、家庭ごみを排出する市民の自主的な活動により、減量化、資源化の効果は大きいと思われる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	減量化、資源化の成果達成のためには、当該補助金制度に加え、資源ごみ売り払い収入の還元による分別意欲の向上、広報周知活動など様々な取り組みが必要である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助額については、自治会の負担が大きくなるように、また、より活用していただくよう適切に設定されているものと認識している。
＜所管課による補助金等の見直し結果＞		＜行政改革推進委員会による見直しに対する意見＞	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止 ≪上記方向の理由≫	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い ≪今後の改革の方向性≫ □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止 ≪まとめ≫
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 収集所の適正な管理及び資源物のリサイクルをより一層推進するため、現状のまま継続とした。 いた。		

○薩摩川内市ごみ減量再資源化補助金交付要綱

平成 17 年 3 月 31 日

告示第 134 号

改正 平成 18 年 2 月 1 日告示第 25 号

平成 19 年 3 月 28 日告示第 133 号

平成 19 年 9 月 25 日告示第 439 号

平成 24 年 2 月 1 日告示第 58 号

平成 25 年 3 月 29 日告示第 204 号

平成 28 年 12 月 15 日告示第 644 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、及び条例を実施するため、ごみ減量再資源化補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 市長は、市内のごみの減量（以下「ごみ減量」という。）及び資源の有効活用（以下「再資源化」という。）を促進し、もって本市の生活環境の衛生的保全及び資源の保護に寄与することを目的に、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第 3 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 薩摩川内市地区コミュニティ協議会等交付金交付規則（平成 17 年薩摩川内市規則第 38 号）第 2 条第 2 号に規定する自治会をいう。
- (2) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。
- (3) 一般廃棄物収集施設 一般廃棄物を収集し、貯留する目的で、薩摩川内市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 163 号）第 5 条第 2 項に規定する所定の場所に設置するものをいう。
- (4) 資源ごみ 一般家庭で不要となった物品のうち、薩摩川内市一般廃棄物処理実施計画で定められた古紙類、空き缶類、空き瓶類、ペットボトル及びプラスチック類をいう。

(5) 資源ごみ収集施設 資源ごみを収集し、貯留するために自治会に設置する施設で、市長が認めるものをいう。

(6) 収集施設 一般廃棄物収集施設及び資源ごみ収集施設をいう。

(7) リサイクル推進員 自治会の区域内に居住する者の中から、当該自治会の長が推薦した者で、次に掲げる職務を居住する自治会の区域内において行うものをいう。

ア 資源ごみの分別の指導及び監督に関すること。

イ ごみの適正な排出の指導に関すること。

ウ その他ごみ減量及び再資源化を推進するための本市の施策に対する協力に関すること。

(補助金の額等)

第4条 補助金は、次の各号に掲げる事業を実施した場合に交付するものとし、その額は、当該各号に定めるところにより算出して得た額とする。この場合において、当該算出して得た額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 1坪以上のプレハブ型資源ごみ収集施設を設置した場合 当該資源ごみ収集施設の設置に要した経費とする。ただし、当該資源ごみ収集施設のうち、1坪以上1.5坪未満のものにあつては10万円を、1.5坪以上2坪未満のものにあつては13万円を、2坪以上のものにあつては15万円をそれぞれ上限とする。

(2) 1坪以上のプレハブ型資源ごみ収集施設を移設した場合 当該資源ごみ収集施設の移設に要した経費（工事請負費又は市長が適当と認める労務費）に2分の1を乗じて得た額とし、3万円を限度とする。ただし、当該1施設につき1回を限度とし、前号の規定による補助金を受けた自治会については、その新設をした日から3年を経過した後でなければならない。

(3) 1坪以上のプレハブ型資源ごみ収集施設以外の収集施設を設置した場合 当該施設の新設に要した経費（工事請負費又は市長が適当と認める労務費及び資材購入費）相当額とし、1施設につき5万円を限度とする。

(4) 収集施設の補修を行った場合 当該施設の補修に要した経費（工事請負費又は市長が適当と認める労務費及び資材購入費）に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、1収集施設につき3万円を限度とする。

(5) リサイクル推進員を配置した場合 当該推進員を配置した日の属する月から当該年度末までの月数に月額1,250円を乗じて得た額とする。

(事前協議)

第5条 自治会は、収集施設を設置、移設又は補修（以下「設置等」という。）をしようとするときは、収集施設設置等事前協議書（様式第1号）により、あらかじめ市長に協議し、及びその承認を受けなければならない。

（交付申請）

第6条 前条の規定による承認を受けた自治会が収集施設の設置等に係る補助金の交付を受けようとするときは、ごみ減量再資源化補助金（収集施設設置等）交付申請書（様式第2号）に市長が必要と認める書類を添えて、収集施設を設置等をした月の翌月から3箇月以内に市長に申請しなければならない。

2 自治会がリサイクル推進員を設置したときは、ごみ減量再資源化補助金（リサイクル推進員設置）交付申請書（様式第3号）を、リサイクル推進員を設置した月の末日までに市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、申請した自治会に対し、ごみ減量再資源化補助金交付決定通知書（様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条に規定する交付決定を受けた自治会（以下「補助事業者」という。）は、市長の指示するところにより、当該補助金の交付を請求することができる。

（補助事業者の注意義務等）

第9条 補助事業者は、条例その他の関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって当該事業を実施しなければならない。

2 収集施設を設置した補助事業者は、当該施設を常に良好な状態で維持管理し、病虫害の発生、汚泥の流出等環境を阻害する事態が生じないように十分注意しなければならない。

3 資源ごみ収集施設を設置した補助事業者は、資源ごみを資源ごみ収集施設に集積するときは、市長が別に定める資源ごみの分類に従い、当該資源ごみを分別して行うものとする。

（調査等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、必要な報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

（補助金等の返還等）

第11条 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるとき、又はこの告示に規定する義務に違反していると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができ

る。

(成果)

第 1 2 条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、資源の再利用及びごみの減量化の促進とする。

(見直しの期間)

第 1 3 条 補助金に係る条例第 4 条第 1 項の市長が定める期間は、3 年とする。

(効果の測定)

第 1 4 条 補助金に係る条例第 4 条第 2 項第 1 号に定める効果は、資源ごみ収集施設からの資源ごみ収集量を指標に用いて測定するものとする。

(補助事業者の責務)

第 1 5 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の環境政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 1 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

(川内市環境保全対策補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 川内市環境保全対策補助金交付要綱(昭和 6 2 年川内市告示第 2 9 号)

(2) 川内市リサイクル活動の実施及びごみ減量再資源化補助金の交付に関する要綱(平成 5 年川内市告示第 2 7 号)

(3) 祁答院町資源ごみ回収補助金交付要綱(平成 1 1 年祁答院町要綱第 3 号)

附 則(平成 1 8 年 2 月 1 日告示第 2 5 号)

この告示は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 1 9 年 3 月 2 8 日告示第 1 3 3 号)

この告示は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 1 9 年 9 月 2 5 日告示第 4 3 9 号)

1 この告示は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の薩摩川内市ごみ減量再資源化補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により資源ごみの回収活動を実施した者の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成 2 4 年 2 月 1 日告示第 5 8 号)

この告示は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 3 月 2 9 日告示第 2 0 4 号）

この告示は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日告示第 6 4 4 号）

この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。